

集中護送業務実施要綱の制定について（通達）

最終改正 令和2.12.18 例規留第41号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、被留置者を警察本部又は警察署から検察庁等へ護送することについて、必要な事項を定めたもので、平成18年7月1日から実施しています。

その内容は、

- 勤務員の任務及び基本的心構えに関すること
- 集中護送に関すること
- 検察庁同行室及び裁判所同行室への収容に関すること
- 事故及び災害発生時等における措置に関すること

等です。